

# 神戸市立藍那小学校いじめ防止等のための基本的な方針

## はじめに

藍那小学校は、「命を大切にし、思いやりの心もち 学びあう子」を教育目標に「心をつなぐ言葉を自然に発することのできる子」をめざす子どもの姿に掲げています。教育目標でめざす子どもの姿の実現に向けて、児童が心穏やかに学校生活を送れるよう、安心安全な学校づくりを進めます。教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組めます。そして、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「藍那小学校基本方針」という。）を策定します。

令和8年4月 神戸市立藍那小学校

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、藍那小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を推進します。

また、本校の全児童が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

## 2 いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 教職員の姿勢

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- 分かる授業や一人一人の児童が活躍できる活動や行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- 児童と教職員の人権感覚を高めます。
- いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員は相互に積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- 児童の日常の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- 「いじめは、断じて許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- いじめの問題を担任一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
- 保護者や地域の方からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

#### 4 校内いじめ問題対策委員会

##### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、生徒指導世話係、学級担任、養護教員、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

##### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報取り扱いに十分注意しながら、本校の全教職員が共有するようにします。
- いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- 本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を随時行います。

#### 5 いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であると考え、年間を通して予防的な取組を計画し実施します。

##### (1) 思いやりとやさしさを育む教育

授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「お互いを思いやり、自分だけでなく周りの人へもやさしく、尊敬できる心」を育みます。

##### (2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- 仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- 「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力を育む自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」等の取組を推進します。
- 学校の諸行事や学級活動、総合的な学習等を通して、人間関係を深め、コミュニケーション力や社会的スキル等を育てます。

##### (3) 規範意識の醸成

- 学校教育活動全てにおいて、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- 「いじめ」を見て見ぬふりすることは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たり感じたりしたら、教職員に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際に、知らせることは正しいことであると合わせて指導します。

#### 6 いじめの早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながります。そのため、日ごろから児童との信頼関係の構築と見守りに努めるとともに定期的な調査を行います。

### (1) 信頼関係の構築

日常の教育活動全体を通じ、担任を中心として深い信頼関係を築き、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。

### (2) 児童理解

○平素から児童の交友関係等の生活の実態をきめ細かく把握し、一人一人の変化やいじめのサイン等を見逃さないように注意します。

○定期的に調査を行い、いじめの早期発見にむけて積極的に取り組みます。

### (3) 相談体制の充実

養護教員やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

### (4) 校外の相談機関との連携

教育相談指導室やいじめ・体罰ホットラインなど、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

## 7 いじめへの早期対応

いじめの兆候が発見されたときには、問題を軽視することなく、早期に事実関係を把握し対応します。

### (1) いじめの事実関係の把握

○いじめにあった児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除くよう共感的に受け止めます。その際には、最後まで守り抜くことを伝えます。

○関係児童双方や周囲の児童から個々に事実を聴き取り、関係教職員で情報を共有し、いじめ問題対策委員会で組織的に対応します。

### (2) いじめの指導

○いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。

○関係児童だけの問題に留めず、関係者のプライバシーに十分注意した上で、学年及び学校全体の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ解消に取り組みます。

○児童、保護者には、適時適切な方法で経過や今後の指導方針や相談体制を伝えます。

○状況に応じて教育委員会事務局や所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決にあたります。

○指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

## 8 特別な支援を必要とする児童への配慮

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に配慮します。

## 9 インターネットやソーシャルメディアの利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- ① インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ② パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- インターネットやソーシャルメディアの利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては、警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 10 保護者・地域との連携

- 育友会、ふれあい懇話会、神戸っ子応援団等、保護者や地域と連携し、見守り活動等を通して、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- 育友会や地域の会合等で、いじめの情報を収集するとともに、学校がいじめの問題への取組について情報を発信します。
- 児童、保護者、地域が一緒に参加する会の中で、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。

### 11 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難と思われる場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切に連携します。平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。

### 12 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の報告と調査

重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

#### (2) 調査結果の報告

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時適切な方法で説明します。

### 13 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、藍那小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。